

## コミュニティセンター及びコミュニティ会館における営利等利用について

令和10年1月から公共施設の使用料改定とともに、公共施設での営利等利用を導入するが、コミュニティセンター及びコミュニティ会館については、地域住民の交流を目的とした施設であることから、営利等導入による地域住民への影響を見極めるために試行期間を設け、正式導入（又は導入しない）は令和12年4月に行うこととする。

（試行期間のイメージ）

### 営利等利用にかかる全体スケジュール

